島根県報

令和７年10月３日（金）

号外第９９号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

道路の供用開始　　（道路維持課）　２

告　示

島根県告示第551号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和７年10月３日

島根県知事　丸　山　達　也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
			メートル			
県道	大田佐田線	大田市山口町山口782番４地先から同778番７地先まで	104.46	令和７年10月３日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2343番４地先から同番33地先まで	176.00	令和７年10月３日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市弥栄町木都賀イ1990番３地先から同地先まで	62.72	令和７年10月３日		